

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名：昭和病院企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	66%
全職員	72%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長・次長相当職	89%
課長相当職	85%
係長相当職	100%

* 課長補佐職は係長相当職に含む

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	65%
31～35年	94%
26～30年	88%
21～25年	63%
16～20年	61%
11～15年	62%
6～10年	68%
1～5年	51%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

事業所の特性として、全体として女性職員が男性職員の人数を大きく上回っている。(全体の比率として、女性職員数3に対して男性職員数1程度。)一方で、平均的に給与の高い職員については男性職員の人数が多いため、それが男性職員全体の平均給与額を押し上げ、「男女の給与の差異」欄の数値を下げる要因となっている。